

乳児保育における保育内容の歴史的変遷に関する研究

A Study on the Historical Changes in the Contents of Childcare in Infant Childcare

後藤 由美

愛知みずほ短期大学

Yumi GOTO

Aichi Mizuho Junior College

キーワード：乳児保育；保育内容；歴史的変遷

Keyword : Infant care ; Childcare content ; Historical transition.

1. はじめに

子どもを取り巻く環境の変化において、子どもの育ちや子育てに関わる社会の現象では、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化の進行、共働き家庭の増加など様々な課題が拡大、顕在化してきた。そして、2015年に施行された子ども・子育て新制度により、1.2歳児を中心に保育所利用児童数が大幅に増加し、2019年「保育所保育指針」¹⁾の改定では、社会保障審議会児童部会保育専門委員会による基本的な方向性が打ち出され、その中でも乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実がなされた。

また、2018年9月「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」の「中間的な論点の整理」において、総合的事項の具体的検討事項として、「我が国の文化・社会的背景の下での保育所等における保育の質に関する基本的な考え方、その具体的な捉え方・示し方等」が示された。その中で、日本の保育所保育の特色や基本的な考え方、保育実践の在り方といった保育の質について検討されている。そこで、本研究では、日本の歴史の中で培われてきた乳児保育の背景に着目し、保育内容における歴史的変遷から乳児保育の考え方や経緯を整理し、保育実践の在り方を追求していく。

2. 保育所の開設状況

1890年（明治23年）赤沢鍾美が妻ナカ（仲子）と託児所を開設し我が国最初の民間保育所の糸口を形成した。その後、1915年（大正4年）に双葉幼稚園が「幼稚園保育及設備規定」（1899年明治32年省令）では、対象年齢や保育時間が決められていたため双葉保育園と名称を変更している。ここでは、3歳以下の乳児から預かり、長時間保育、給食など貧困街の人々の実情にこたえていた²⁾。

1919年（大正8年）大阪府に公立託児所を設置、翌年1920年（大正9年）に東京市にも開設され、貧しい保護者が安心して子どもを預けるようになった。その後、全国的に広がり、少し遅れて名古屋市でも名古屋市立尾藤町保育園（1921年大正10年）が開設、1940年（昭和15年）には、保育所数は市立15園、私立31園の計46園になっている。ここで言う保育所数は、該当年度の「名古屋市統計年鑑」の「幼児保護」に挙げられている施設から、幼稚園と母子寮を省いた数である。

特にこの時代は、失業者があふれ1918年には米騒動が起こる。こうした中、公立託児所の開設が増えていったことが分かる。託児の形態や内容は地方公共団体によって対象年齢や保育時間に違いはあるものの、保育項目など他のことはさほど違いが無く、保育の内容は統一化されていった³⁾。

3. 共同託児所、共同保育所のはじまり

1995年(昭和30年頃)からの高度経済成長により、労働力不足を背景に女性の社会進出が進展した。しかし、当時は保育所が増加する傾向にあった⁴⁾が十分とは言えない状況であった。その中で、経済的事情や女性の労働意識も変化し、労働継続を望む人が増え保育への要求は増えていった。そこで、国の政策を待つより自分たちの力で「共同託児所・共同保育所」がつけられていった。愛知県における共同保育所の歴史⁵⁾では、乳児期における集団保育の良さを子どもたちの育ちゆく姿を通して実践的な立証が行われた。例えば、「小さくても子ども同士が関りを求め、その中で子どもが育つ」ことや、「専門職としての保育者による安心できる保育の専門性」などを目指した。その後、1970年代では、0歳児からの系統的な保育をより豊かに発展させていった。

このような背景の下、共同保育所は無認可であり、公的な支援がないままの運営には、大変な苦勞と努力があり、“乳児は家庭で”という育児感や家庭第一主義の保育政策のもと、0歳児からの集団保育に社会は否定的で、根強い批判もあったとされている。その後、1969年には、特別乳児保育対策として乳児保育の制度化が行われた。特別乳児保育 対策は、都市およびその周辺で乳児が多い地域に所在し、保護者が原則として所得税非課税世帯である低所得者層に属している乳児が9人以上在籍する保育所を対象としたもので、この対象となる保育所では保育士の他に保健師または看護師を1名配置し、保母とこれら1名を含めて、乳児3人について1人の割合で保育を実施するというものである⁶⁾。

宋戸⁷⁾によると、1950年代後半に日本で生まれた共同保育運動は、働く父母たちの創意工夫と専門家である献身的な保育活動にささえられて巨大な運動になっていった。それは、単に保育所の数をふやしたということだけでなく、乳児保育や長時間保育、障害児保育など保育の新しい分野を開拓するとともに、その保育の質を高めることに大きな役割を果たしたと述べている。

4. 保育所保育指針の変遷から見る乳児保育

1960年代、めざましい経済成長を成し遂げた高度成長期へと突入するが、その反面、婦人労働や共働きの増加により、乳幼児の保育問題が社会問題化した。1965年(昭和40年)保育所保育指針は厚生省児童家庭局から出され、「各保育所が保育内容の充実をはかるにあたって、参考とするもの」とされ法的拘束力は伴わないが保育所の内容に関する国の初めての基準であった。子どもの育ちに関する実践と科学的知見が盛り込まれ、

年齢区分ごとの保育内容は「能力の獲得」に重点が置かれている。1歳3か月未満、1歳3か月から2歳までの領域は「生活・遊び」とされ、2歳の領域は「健康、社会、遊び」とされていた。表1に示す⁸⁾。

表1. 1965年保育所保育指針における年齢区分と保育内容

年齢区分	領域
1歳3か月未満	生活・遊び
1歳3か月から2歳まで	
2歳	健康・社会・遊び
3歳	健康・社会・言語・遊び
4歳	健康・社会・言語・自然・音楽・造形
5歳	
6歳	

1990年(平成2年)保育所保育指針の改定が行われ、養護と教育の一体性を基調とし、全年齢を通じて生命の保持、情緒の安定に関わる事項が記載された。幼稚園教育要領との整合性から6領域を5領域に改正された。また乳児保育の普及に対応するため、年齢区分が6か月未満、6か月から1歳3か月未満、1歳3か月から2歳児未満、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児、6歳児と細分化され、乳児保育の基本を分かりやすく示すため、子どもの個人差の重視、発達の順序性の明確化が目指された。また、「養護と教育が一体」という保育の特徴が明記された。

1999年(平成11年)保育所保育指針改定では、多様化する保育ニーズに対する保育施策の実施や子育て支援の充実などがあげられる。従来の年齢区分から発達過程区分に変更された。また、1994年に策定されたエンゼルプラン、緊急保育5か年事業により、保育所における延長保育、一時保育、乳児保育、地域子育て支援センター等が展開されるようになった。

2008年(平成20年)改訂では、保育所の役割、保育士の業務、保育所の社会的責任の明確化がされた。また、「保育過程」の編成や自己評価について明記された。保育内容では、養護と教育の一体性がより一層明確化され、乳幼児期の全体に通じたねらい及び内容が示された。発達過程区分では「おおむね」という表現が用いられ、発達の個人差を前提とした。初めて幼稚園教育要領の改訂と合わせて「同時」改訂とし、厚生労働省の「告示」とした⁹⁾。

2017年(平成29年)現行版保育所保育指針では、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の同時改訂となった。3歳未満児を中心とした保

育所利用児童数の増加に伴い、乳児及び1歳以上3歳未満時の保育について、それぞれねらい内容が記載された。

保育所保育指針の改定では、1990年に改訂された保育所保育指針で年齢区分が細分化され0歳児からの保育が明確化されている。その背景として、天野¹⁰⁾は「乳児保育が増えて、需要が高まったことによる変更」としている。また、2017年の改訂では、子ども・子育て支援新制度が施行され、1.2歳児を中心に保育所利

用児童数が大幅に増加したことから、乳児及び3歳未満児の保育に関する記載の充実が確認された。

5. 乳児保育における歴史的変遷

1890年（明治23年）における保育所の開設に始まり、1965年（昭和40年）に保育所保育指針が出され、今日まで続いている。そこで、乳児保育に着目した歴史的変遷を表2にまとめた。

表2. 乳児保育における歴史的変遷

年代	乳児保育の動向	保育内容	社会的背景
1890年	日本初の民間保育所に当たる託児所を開設		貧しい人々の労働に足手まといの乳幼児を託した。
1915年	双葉保育園に改名	3歳児以下の乳児から預かり、長時間保育、給食など	貧困街の人々の実情に答えた。
1919年	大阪府に公立託児所開設		貧しい保護者が安心して子どもを預けて就労していた。 全国的な流れから遅れて開設
1920年	東京市に託児場が開設	乳児専用の部屋を設置した託児場があった	
1921年	名古屋市に保育所を開設	該年度の「名古屋市統計年鑑」の「幼児保護」に挙げられている施設から、幼稚園と母子寮を省いた数	
1939年	戦時保育所		
1940年	名古屋市における保育所数が増加		
1945年	戦時託児所		第二次世界大戦 母親も軍事労働に参加
1947年	児童福祉法制定	3歳未満児に関わる施設としては乳児院と保育所が児童福祉施設に位置づけられた。	戦争孤児や浮浪児の増加
1955年	共同託児所・共同保育所の開設	乳児期における集団保育	経済的事情や女性の労働意識も変化し、労働継続を望む人が増え保育への要求は増えていった。 「ポストの数ほど保育所を」運動
		0歳児からの系統的な保育（1970年）	
1965年	保育所保育指針策定	1歳3か月未満、1歳3か月から2歳までの領域は「生活・遊び」とされている。2歳の領域は「健康、社会、遊び」	婦人労働や共働きの増加により、乳幼児の保育問題が社会問題化した。

1990年	保育所保育指針改定	乳児保育の普及に対応するため、年齢区分が6か月未満、6か月から1歳3か月未満、1歳3か月から2歳児未満、2歳児	少子化問題の深刻化。「1.57 ショック」(前年度の合計特殊出生率が過去最低の記録となった)
1999年	保育所保育指針改定	延長保育、一時保育、乳児保育、地域子育て支援センター等が展開	1998年児童福祉法の改訂。乳児保育の一般化。
2008年	保育所保育指針改定	乳幼児期の全体に通じたねらい及び内容が示された。発達過程区分では「おおむね」という表現が用いられ、発達の個人差を前提とした	初めて幼稚園教育要領の改訂と合わせて「同時」改訂とし、厚生労働省の「告示」とした。
2017年	保育所保育指針改定	3歳未満児を中心とした保育所利用児童数の増加に伴い、乳児及び1歳以上3歳未満時の保育について、それぞれねらい内容が記載された	1.2歳児を中心とした保育所利用児童数の増加。

6. 考察と結果

乳児保育は、今より130年前から社会の変化とともに子どもを取り巻く環境の変化から、子どもを守るための事業として、紆余曲折しながら現代につながっている。乳児保育の背景には常に社会の変化や保護者の貧困や労働が現代においても大きく影響していることがうかがえる。

そのような状況下の中でも、1950年代に生まれた共同保育所のように、子どもの保育される権利と母親の働く権利の二つの権利の同時保障という新しい思想のもとで、この思想に共鳴する専門的な保育者の協力を得て、それを自分たちの共同の力で表現しようとした¹¹⁾ 共同保育運動には、現代の多様化する課題を抱える私たちに必要な視点ではないかと考える。

今後の乳児保育には、保護者の就労に伴う多様な保育形態(長時間保育、病児・病後児保育、夜間保育など)、地域社会との関わり、子どもの発達を支える保育が重要であることは言うまでもない。

公的保育の充実だけでなく、保育者と子ども、保護者、地域とのつながりが今後の乳児保育の大きな役割となり、課題となるため引き続き考究していきたいと考える。

【引用文献】

- 1) 厚生労働省(2019): 保育所保育指針解説, フレーベル館, p4
- 2) 西村真実(2015): 乳児保育研究に示された課題についての検討, 帝塚山大学現代生活学部紀要 第11号 pp95-102
- 3) 加藤静, 宮本康子, 山下祐依(2009): 明治から昭和初期における保育と現代の保育, 中村学園大学短期大学部「幼花」論文集 Vol.1, pp. 24 - 3
- 4) 乳児保育研究会(2018): 乳児保育新時代, ひとなる書房, p. 138
- 5) 清原みさ子, 豊田和子, 原友美, 井深淳子(2003): 「戦後保育の実際」新読書社, p. 26

- 6) あいち共同保育連合会, <http://aichi-hoiku.com/about/history#history1> (2020.9.25 アクセス)
- 7) 宍戸健夫 (2000) : 保育実践をひらいた 50 年, 草土文化, p54
- 8) 保育所等における保育の質に関する基本的な考え方等 (総論的事項) に関する研究会報告書
<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000631478.pdf> (2020.9.25 アクセス)
- 9) 田口鉄久 (2019) : 保育所保育指針、幼稚園教育要領等から読み取るこれからの幼児教育の方向性, 鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部紀要 人文科学・社会科学編 第 2 号, pp. 327-338
- 10) 天野佐知子 (2009) : 保育所保育指針の変遷に関する一考察, 金沢青陵大学 人間科学研究 第 13 巻第 1 号, p. 3
- 11) 9) 再掲